

国連人種差別撤廃委員会（CERD）の「早期警戒と緊急手続き」（Early warning and urgent procedures）

国連人種差別撤廃委員会は、「早期警戒と緊急手続き」の制度を設け、人種差別撤廃条約に対する深刻な違反の規模・数を防止、または制限するなどを目的に、緊急に注意を必要とするような問題に対応している。

人種差別撤廃委員会が「早期警戒と緊急手続き」のもとで実施するアクションは、強い順に decisions（決議）、statements（声明） and letters（書簡）の三通り。

※早期警告

早期警戒措置は、既存の問題が紛争に拡大するのを防ぐことを目的としたもの。

※緊急措置⇒今回の永住資格取消しに関しては、こちらに該当

緊急措置手続きは、条約の深刻な違反の規模・数を防止、または制限するために、緊急に注意を必要とするような問題に対応するもの。緊急措置を実施する基準としては、例えば、深刻で大規模な、または持続的な人種差別のパターンの存在や、さらなる人種差別の危険がある深刻な状況など。

日本についてはこれまで、2012年3月に人種差別撤廃委員会が、沖縄の辺野古における米軍の基地建設および高江のヘリパッド建設を地元の反対を押し切って進めようとしているのは、琉球/沖縄の人たちなどへの差別であるといった「書簡」を政府に送っている。これを受けて、日本政府は地元住民と協議しているなどと返信。それを受けて人種差別撤廃委員会は同年8月にふたたび「書簡」を出したといういきさつあり。

このときは、「琉球弧の先住民族会」（AIPR）、「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」（Okinawa BD）、「反差別国際運動」（IMADR）の3団体が同年2月に、人種差別撤廃委員会に、沖縄県名護市の辺野古／大浦湾、高江における米軍基地建設計画をめぐり、日本政府が琉球/沖縄人に対する差別的な政策を見直し、修正、撤回するよう要求するなどの要請文を提出したことを受けて、同委員会で審議され出された。

<参照>

人種差別撤廃委員会（CERD）の「早期警戒と緊急手続き」のウェブサイト：
<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/cerd/decisions-statements-and-letters>